

化学物質に関するグローバル枠組みに関する公開作業部会

2025 年 6 月 24 日 (火) ~27 日 (金) 於 : プンタデルエステ (ウルグアイ)

Open-ended Working Group (OEWG) of the Global Framework on Chemicals

24 - 27 June 2025

Punta del Este, Uruguay

プレナリー議事録

ANNEX

TENTATIVE SCHEDULE OF WORK FOR THE GFC OPEN-ENDED WORKING GROUP

OPEN-ENDED WORKING GROUP				
TIME	TUESDAY 24 Strategic Objective A: Legal frameworks, institutional mechanisms and capacities are in place to support and achieve the safe and sustainable management of chemicals throughout their life cycle.	WEDNESDAY 25 Strategic Objectives B&C: B. Comprehensive and sufficient knowledge, data and information are generated, available and accessible to all to enable informed decisions and actions. C. Issues of concern are identified, prioritized and addressed.	THURSDAY 26 Strategic Objective D: Safer alternatives and innovative and sustainable solutions in product value chains are in place so that benefits to human health and the environment are maximized and risks are prevented or, where prevention is not feasible, minimized.	FRIDAY 27 Strategic Objective E: Enhanced implementation occurs through increased and effective resource mobilization, partnerships, cooperation, capacity-building, and integration into all relevant decision-making processes.
8:00-9:00	Bureau	Bureau	Bureau	Bureau
9:00-10:00	Regional and sectoral meetings	Regional and sectoral meetings		Regional and sectoral meetings
10:00-13:00	PLENARY Agenda item 1 – Opening of the meeting Agenda item 2 – Organizational matters Agenda item 3 – Global Framework on Chemicals: 3(a) - Implementation arrangements (Resolution V/8) 3(c) - GFC Fund (V/3) Agenda item 4 - Financial considerations (V/3)	PLENARY Agenda item 3 – Global Framework on Chemicals (cont.) 3(b) - Global alliance on highly hazardous pesticides (V/11) 3(e) - EPIs and IOCs (V/5) 3(f) - International cooperation and coordination (V/6) 3(g) - National Focal Points (V/7) 3(h) - Measurability structure and indicators (V/9) 3(i) - Health Surveillance Systems (V/10)	INTRODUCTION TO THE MULTI-STAKEHOLDER DAY Multi-stakeholder Activities Please click here for a quick view of the schedule for the day	PLENARY Agenda item 3 – Global Framework on Chemical (cont.) 3(j) Capacity building Agenda item 6: Preparations for the first session of the International Conference of the Global Framework on Chemicals Agenda item 7: Other matters
	Agenda item 3(d) - Gender action plan (V/4) Agenda item 5 – Programme of work and Budget (V/12)			
13:00-14:00	LUNCH Side event Occupational Safety and Health Legal Frameworks Strengthening Implementation of GHS: Challenges, Successes, and the Way Forward	LUNCH Side event Issues of Concern: Advances and updates on PFAS and Highly Hazardous Pesticides	LUNCH Side event Masterclass on Chemical Footprinting methodologies	LUNCH Side event Establishing a Global Alliance on Highly Hazardous Pesticides
14:00-15:00	Masterclass on Regulatory Compliance and Trade: India's Chemical Regulatory Landscape: Industry-Government Synergy and Regional Perspectives	Masterclass on Data Transparency and Traceability Youth Education and Innovation for Sustainable Chemistry and Zero Waste	Masterclass on understanding finance and sustainable chemicals management	Masterclass on setting up networks for GFC implementation
15:00-18:00	PLENARY (overflow from the morning TBC) — Contact group 1 on resolution V/8: Implementation arrangements Contact group 3 on resolution V/12: Programme of work and budget	PLENARY (overflow from the morning TBC) — Contact group 2 on resolution V/5: Emerging policy issues and issues of concern Contact group 3 on resolution V/12: Programme of work and budget	Multi-stakeholder Activities (cont.)	PLENARY Agenda item 8: Adoption of the report Agenda item 9: Closure
18:30 onwards	Contact Groups (TBC)	Contact Groups (TBC)		

N.B. Breakout groups may be convened as and when necessary.

2025年6月24日（火）10:20～13:00 / 15:15～16:30

会場：Convention & Exhibition Center

概要：

- 冒頭、ホスト国のウルグアイ政府やUNEP、SPP-OEWG事務局長から開会挨拶があつた。ビューロ議長及び第1回国際会議の議長であるパキスタンが不参加のため、副議長のアンゴラが議長を務めることになった。
- 本OEWGの共同議長としてペルーとチェコの代表が選出され、ポーランドの代表がラボターを務めることになった。

議題3(a)：実施アレンジメント

- IOMCから、本会合ではImplementation Programme (IP)のTORと作業計画、デザインを中心に行方バックを得たいこと、また、IOMCとその参加機関の資金が尽きたため、追加的な資金がなければ第1回国際会議までの作業支援の継続が難しいことが共有された。各国・ステークホルダーからは以下の意見が提供された。
- 全体：IPの策定プロセスでは途上国の参加を強化し、先進国による能力形成を主要な構成要素として位置付けるべき（中国、サウジ）、ターゲット化した議論ができるよう産業界別のプログラムが策定されることを望む（PAN-UK）、世界的な懸念物質をリスト化するのではなく、リスクベースアプローチを含む管理方策を推進する形式であるべき（米国）、ジェンダーという用語ではなく男性/女性を使用すべき（米国）。
- IP1：国内法令の策定のためのリスクアセスメントは採用だけではなく実装も伴うべき（ブラジル）、能力形成だけではなく技術移転やインフラ整備も含めるべき（GRULAC）、実施を指南するガイダンス、各国の状況のアセスメント、実践的で状況に応じたガイダンスや法制度に資金メカニズムを統合することが重要、強力な官民パートナーシップが必要（ICCA）。
- IP2：自主的なライセンシングや技術協力等による協力メカニズムを促進すべき（ブラジル）、安全な代替への移行に向けて資金が必要であり、それが法令にも統合されているべき（GRULAC）、セクターベースアプローチ及びバリューチェーンにおけるステークホルダーの関与が必要（ICCA）。
- IP3：リソースの制約を考慮して現時点ではIP1とIP2にフォーカスすべき（ICCA）。
- 以上を踏まえ、TORや作業計画その他のメカニズムの詳細、IPの実践的・戦略的なデザイン等の検討をマンデートとするIPに関するCGIを設置して15～18時に議論を行い、水曜朝のプレナリーで進捗を報告することになった。

議題3(c)：GFC基金

- GRULAC、APG、アフリカ地域から、基金の管理、特に適格性に関する提案の審査クライテリア（特に途上国内で区別を設ける対応）に懸念が表明され、透明性を確保して一貫し

た形の基金の運用を求める声があった。また、GRULAC と APG からは、申請フォーム A のセクション D の最後の一文 (The Board is likely to exclude countries listed by the World Bank as high-income countries) の修正が求められた一方で、EU は原則として執行理事会の判断を支持できるとの意見があった。

- その他、民間部門からの拠出を増加すべき、GFC 事務局と GEF による連携を進めるべき、執行理事会に市民社会を含めるべき、国内フォーカルポイントは労働界や市民社会からの提案を阻害すべきではない等の意見が寄せられた。
- 以上を踏まえ、文書 3 及び INF5 をベースに議論するインフォーマルグループ（アンゴラとオランダが共同議長）を設置して 15 時まで議論を行うこととなった。

議題 4 (a) : 既存の財政・投資フローの評価と GFC の実施に係る財政ニーズ

- ブラジルは事務局に対して、ステークホルダーと協力して、包括的なリソース動員戦略の作成を、E6 と整合する形で作成を要請する決議案を追加したいと主張し、詳細は CG3 で議論されることとなった。
- 英国・サウジ・米国は、決議案パラ 9 (b)の遵守に関する文言は自主的枠組みである GFC には相応しくないと意見した。さらに、本 OEWG で新たな作業を事務局に要請することは決議案の範囲を超えていたとの意見があったが、UNEP からは ICCM5 の決議に反しない場合は OEWG のキャパの範囲内で事務局への要請は可能とのこと。
- ロシアは、資金動員は Doner-driven ではなく、State-driven とし、GFC 基金の活動と整合させ、ステークホルダーへのリソース分配は適切ではない旨を主張。

議題 4 (b) : 不作為の費用

- スイスや EU 等から IOMC による不作為の費用に関する調査報告書の更新作業が歓迎された。中国からは作成過程により多くの途上国が関与すべきとの意見があった。

議題 3 (d) : ジェンダーアクションプラン

- 米国及びアルゼンチンがジェンダーという用語の使用に反対。
- それに対し、EU や IPEN 等の 12 の国・団体がジェンダーという用語の使用を支持。

議題 5 : 作業計画と予算

- 予算に関し、レソト（アフリカ地域）がコファイナンスを含めた資金調達の検討を要請し、EU も現物支援を呼びかけた。日本からは財政支援の用意があると紹介された。
- 米国は、2025～2026 年の予算増額が要求されているところ、GFC の戦略的目的の実施という事務局のコア機能の遂行にリソースを集中すべきと意見。

- 本議題に関する CG を設置して本日作業を開始し、明朝のプレナリーで結果を報告することとした。

日時：2025年6月25日（水）10:10～13:00、15:15～16:35

会場：Convention & Exhibition Center

概要：

CG/インフォーマルの報告

- GFC 基金インフォーマル：7月末までに事務局にコメントを提出することとし、その後の詳細は、執行理事会が OEWG での議論と書面によるコメントをベースに国際会議に向けて検討する。
- CG1（実施アレンジメント）：INF11 を基に意見交換が行われ、寄せられた意見のサマリーをコファシが作成し、これを会合報告書の付属書に付すことになった。
- CG3（POW・予算）：一部のマンデートに進展がなく、次のセッションまでに事務局スタッフとその活動内容の対応表を事務局が作成することとなり、残るマンデートの完遂のために本日の 16～18 時に CG を再度開催。

議題 3(b)：毒性の高い農薬に関するグローバルアライアンス（GAHHPs）

- 多くのステークホルダーが GAHHPs の設置と設置に向けたこれまでの取組（運用枠組み案の作成等）を歓迎した。PAN や IPEN 等の多くの NGO からは、GAHHP をできるだけ早く運用の段階に移すべきであり、そのために作業計画等の作成を急ぐべきと意見。特に PAN からは、本会議から 1 ヶ月以内に GAHHP の運営委員会を設置し、メンバーシップの管理や行動計画の策定を 2026 年中旬までに進めて、国際会議では GAHHP の進捗を報告できるようにすべきと意見があった。
- 財政的措置については、資金動員戦略が必要（アフリカ地域）、GAHHP の専用基金が必要（ブラジル）、ステークホルダーへの拠出の呼びかけ（IPEN）等の意見があった。
- アルゼンチン、サウジ、ロシアからは、既存の MEAs や FAO の取組が行われているところ、本アライアンスは分断を加速するものであり、新たなアライアンスは途上国の参加が損なわれるとして否定的な意見が寄せられた。
- 運用枠組み案については EU が一般的に支持と意見した一方で、アルゼンチンやブラジル、ロシア、米国等から詳細な修正提案があった。特に HHPs の定義については、ブラジルから、FAO／WHO 共同会合の技術基準を言及すべきではないと意見。
- ガバナンス構造については、米国から、国際会議が GAHHPs の活動を管轄する形態であるべきと意見があった。
- ロシアからは、GAHHP の目的は ICCM 決議の範囲内に留めるべきと意見。
- 金曜日のイベント時に運用枠組みの詳細を議論する機会が設けられる予定。

議題 3(e)：新規政策課題と懸念課題（EPI&IOC）

- ・ 全体：新興化学物質、化学物質の混合物、モニタリングやリスク管理のための国際協力、リソース動員等の要素を強調（アフリカ地域）、MSWG の設置や具体的な作業計画においては途上国からの参加を確保すべき（中国）、最も注視すべき課題に焦点を置くべき（英国／ノルウェー）、他のフォーラムで対応されている課題や IP でカバーできる課題の引継ぎは不要（米国）、EPI／IOC よりも SMCW の活動にリソースを割くべき（サウジ）、今後の提言は国レベルの影響評価を考慮したものであるべき（ブラジル）、ヒ素、クロム等も IOC に入れるべき（ウルグアイ）、等の意見が表明された。
- ・ PFAS：IOC として維持すべき（英国）等の意見が表明された。
- ・ 鉛塗料：IOC として維持すべき（メキシコ／米国等）、塗料だけではなく鉛全体を考慮すべき（GAHP（CRP1 参照）スイス、日本等）、鉛はばく露源ごとに対応すべきであり、鉛塗料は独立したまま IOC として引継ぐべき（IPEN）といった発言があった。
- ・ HHP：ロッテルダム条約との重複があるため引継ぎは不要。
- ・ ナノマテリアル：引き継がなければ取組が途切れる可能性がある（スイス）、議論の引継ぎは慎重に検討すべき（ブラジル）、等の意見があった。
- ・ ボスニアヘルツェゴビナとガンビアが共同議長を務める CG を設置し、本日のプレナリーから議論を開始し、今後のプレナリーで進捗を報告することになった。

議題 3(h)：測定構造と指標

- ・ EU／PAN-UK：作業の迅速化を要望。
- ・ 中国／サウジ：指標の簡素化とデータへのアクセス性の確保、自主的側面をハイライト、知識・プラクティスの共有目的にすること等を提案。
- ・ アフリカ地域／ブラジル：指標の選定クライテリアや個別指標の特定には特に途上国の状況や地域的なニーズを考慮すべき。
- ・ ブラジル：ターゲット A7 の提案指標の調整を提案。
- ・ スイス：定量的指標と定性的指標のバランスを確保すべき。また、結果が解釈可能で、幅広いステークホルダーが報告書入手できるアプローチを維持すべき。
- ・ 米国：gender や sustainable development goal といった表現は支持しない。気候変動については具体的な環境課題を明記する形にすべき。追加的な指標を検討する必要がある。
- ・ 13:00~15:00 にインフォーマルグループにて、ギャップや今後のステップの特定、ステークホルダーの臨時部会への関与、報告システムの検討が決定。
- ・

議題 3(f)：国際協力と調整

- ・ GRULAC、アフリカ地域等多くの参加者から、ISP-CWP や関連 MEAs、環境以外の多国間協定や国連機関等との協力・調整、作業の重複回避、シナジーの向上の重要性がハイライトされた。

- IPEN からは国際協力と調整に関する包括的なガバナンス構造として Joint Coordination Platform の設立が提案。

議題 3(g) : 国内フォーカルポイント

- NFP の指定について、マルチセクターの特性を十分に反映すべき（カナダ、コスタリカ、ILO）との意見があった一方で、国情に応じて調整できる余地を残すべき（ノルウェー、カナダ、サウジ）、特定のセクターを代表する組織を NFP として指定することに反対（ロシア）との意見もあった。
- NFP のガイドラインについて、INF10 に記載の NFP の役割は期待されている以上であるため修正を求める意見がチリからあったほか、既に設置されている組織構造を変更すべきではない（ノルウェー）等の意見が寄せられた。
- WHO からは、2017 年の WHA 決議に基づき設置された Global Chemicals and Health Network をガイドラインでも言及すべきと意見があり、これをカナダと HCWH が支持。
- 日本からは、関連省庁連絡会議や化学物質と環境に関する政策対話等の事例が共有され、NFP ガイドラインの策定においてこうした優良事例を取りまとめて分析を行うことが提案された。

議題 3(g) : 保健監視システム

- WHO からポイズンセンターの状況や WHO の取組等について口頭で説明が行われ、アフリカ地域や GRULAC、WFPHA、ITUC 等から保健監視システムやデータ共有のための世界レベルでのシステム、関連省庁間の連携の重要性等がハイライトされた。

日時：2025年6月27日（金）10:20～12:50、15:00～17:30

会場：Convention & Exhibition Center

概要：

各 CG 及びインフォーマルからの報告

- 測定構造：今後のステップとして、現在までに特定された指標への作業継続と多様なステークホルダーと観点の取り入れ、報告における自主的側面とデジタル技術の活用等に関する意見表明された。会合の成果物は今後の臨時部会での検討に活用。
- CG2 (EPI／IOC)：各 EPI／IOC の引継ぎに関する意見のほか、IP への統合の在り方を具体化する必要性等が言及された。また、事務局は IOC として選定するためのプロセスをウェブサイトに掲載する予定。本 CG のサマリーは OEWG 会合報告書の付属書に掲載されるとともに、In-session document にも掲載される。これは、今後 IOMC が国際会議に向けて作成する報告書の作成に使用される。
- CG3 (POW／予算)：事務局スタッフと活動の対応表と、リソース活用の体系的アプローチについて議論し、事務局に対して、完全な事務局の予算表の作成、2025年 Q4 の予算の更新、資金動員戦略の実施、事務局及び GFC 基金の財政を充実させるためのオプションペーパーの作成を要請する提案が共有され、反対がないためこれを会合報告書に掲載することとなった。

議題 3(j)：能力形成

- 一般的に多くのステークホルダーから能力形成の重要性が指摘。能力形成戦略は、特に GFC 基金や財政的検討の要素と関連付けるべき、途上国や SIDS に特化した支援を記載すべき、BRS 条約や水俣条約と連携してレビューを行うべき、専用基金のセクションを設けるべき、監視委員会やアライアンスを設置すべきという意見があった。
- 米国からは技術移転 (technology transfer) にはすべて voluntary and mutually agreed terms という用語を付けて法的にも知的財産権等が保護されるようにすべき、ICCA からは IP で行う能力形成との重複を避けるべきといった意見があった。
- 寄せられた見解は会合報告書に反映される。

議題 6：第 1 回国際会議の準備

- 2026 年後半に開催が予定される第 1 回国際会議のホスト国の呼びかけについては、別途 コミュニケが送付される。

議題 7：その他の議題

CRP2 (OEWG のマンデートの更新及び明確化等を求める提案)

- 提案国であるブラジル、チリ、サウジアラビアから、ICCM2 決議 II/6 によれば、OEWG でも国際会議に向けた文書の交渉ができるなど踏まえて、事務局に対して OEWG のマンデートの更新や明確化を図る提案の作成を要請する CRP の趣旨が説明。
- チリからは、会合文書に *Proposed action* が整理されているが OEWG では見解の取りまとめしか行われなかった理由について質問があり、事務局からは現在は大半が ICCM5 決議の対応過程にあり、あくまでその内容を議論する余地を与えるためであったとの回答があった。
- EU、英国、米国、スイス、カナダからは、基本的なコンセプトは支持するが、他の議題は議論結果の取りまとめを会合報告書に掲載することに留まっているため、本件も同様の扱いとして、詳細は第 1 回国際会議で議論すべきとの意見があり、その意見通りに、本件に関する議論内容を会合報告書に反映することになった。

議題 8：会合報告書の採択

- 水曜日までの議論が反映された会合報告書案 (L.1, L.1/Add.1) と付属書に付される CG1~3 の共同議長サマリーを確認し、適宜修正提案を受け付けた。残りはラポーターが事務局との相談の上で作成する。最終化後には OEWG の参加者に対して通知がある。

議題 9：閉会

- ステークホルダーによるステートメント後に閉会。

以上